

令和8年7月21日施行

危険運転等の要件が改正されます！



自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（危険運転致死傷罪）

1 飲酒運転

現行

アルコールの影響で
正常な運転が困難

※ 人を負傷させた場合：15年以下の拘禁刑
人を死亡させた場合：1年以上20年以下の有期拘禁刑
免許取消 点数45点（欠格期間5年）～62点（欠格期間8年）負傷程度により異なる

改正 基準明確化

血液1ミリリットル中1.0ミリグラム以上 または
呼気1リットル中0.50ミリグラム以上の
アルコールを身体に保有

※ 基準値未満でも成立する場合あり



2 高速度運転

現行

進行を制御することが
困難な高速度

※ 人を負傷させた場合：15年以下の拘禁刑
人を死亡させた場合：1年以上20年以下の有期拘禁刑
免許取消 点数45点（欠格期間5年）～62点（欠格期間8年）負傷程度により異なる

改正 基準明確化

一般道 最高速度を時速50キロ超過
高速道 最高速度を時速60キロ超過
（自動車専用道路を含む）

※ 当該高速度に準ずる速度であって道路及び交通の状況に応じて重大な交通の
危険を回避することが著しく困難な高速度で自動車を運転する行為も対象となる



3 ドリフト走行

現行

規定なし

※ 人を負傷させた場合：15年以下の拘禁刑
人を死亡させた場合：1年以上20年以下の有期拘禁刑
免許取消 点数45点（欠格期間5年）～62点（欠格期間8年）負傷程度により異なる

改正 新設

殊更にタイヤを滑らせ、または浮かせることにより、
進行制御困難な状態にさせて自動車を走行させる行為



道路交通法

酒酔い運転

現行

アルコールの影響で正
常な運転ができないお
そののある状態で運転

※ 5年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金
免許取消 点数35点（欠格期間3年～）

改正 基準明確化

血液1ミリリットル中1.0ミリグラム以上または
呼気1リットル中0.50ミリグラム以上のアルコールを身体に保有
※ 基準値未満でも成立する場合あり



危険運転、飲酒運転は、あなた自身や他人の未来を奪う行為です。

ルールを守って、思いやりのある運転を！



兵 庫 県 警 察